

札幌保健医療大学障害学生支援委員会規程

(目的)

第1条 本学において障害のある学生（学生及び入学志願者）に対し、不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援の推進を図るとともに、障害学生に対する支援方針を決定することを目的として、障害学生支援委員会（以下「支援委員会」という）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、障害のある学生とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(審議)

第3条 支援委員会は次の事項を審議する。

- (1) 支援の申請に関する事項
- (2) 具体的な支援に関する事項
- (3) 支援に係る関係部署間の調整に関する事
- (4) 支援体制に関する事項
- (5) 施設・設備の整備要望に関する事項
- (6) その他障害学生等の修学支援に関し必要と認める事項

(組織)

第4条 支援委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学生部長
- (3) 教務部長
- (4) 学校医
- (5) 学部長が指名する看護学科及び栄養学科教員各2名
- (6) 学務課長
- (7) 進路支援課長

2 前項に掲げる者の他、委員長が必要と認める者を構成員に加えることができる。

(委員長等)

第5条 支援委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学部長が務める。

3 副委員長は、学部長が指名する。

(任期)

第6条 支援委員会の委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(会議)

第7条 支援委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(議決)

第8条 支援委員会は、委員3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(サポートチーム)

第9条 支援委員会は支援方針を決定後、当該学生ごとにサポートチームを編成し、合理的配慮に基づく個別の支援計画を策定する。

2 サポートチームに関することは、別に定める。

(事務)

第10条 支援委員会の事務は、学務課が担当する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。